



- ▶ 平成29年(行ケ)第10187号 知財高裁平成29年8月30日判決言渡 (知財高裁第1部)
 - ▶ 無効審決取消請求事件
(原告(特許権者)パイロットインキ等: vs. 被告(無効審判請求人): (株)三菱鉛筆)
- <結論> 原告請求棄却 → 特許無効の判断維持 <論点> 「平均粒子径」の明確性
※消せるボールペンをめぐる訴訟 (パイロットインキ社の“フリクション”シリーズ vs. 三菱鉛筆社の“ユニボール アールイー”)

【1. 対象特許発明: 特許4961115号、請求項1】

『可逆熱変色性筆記具用水性インキ組成物を収容したボールペン形態の筆記具であって、

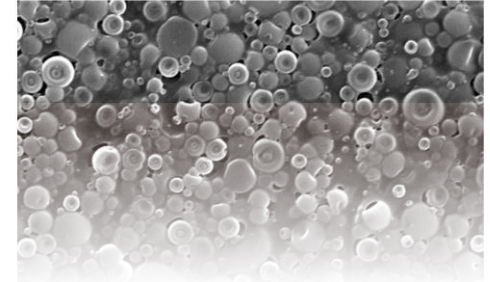
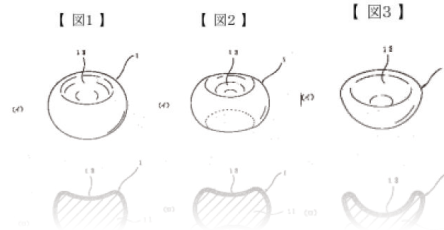
前記可逆熱変色性筆記具用水性インキ組成物は、…可逆熱変色性マイクロカプセル顔料と、水を少なくとも含有してなり、

ここで、前記可逆熱変色性マイクロカプセル顔料の**平均粒子径**は、0.5～2.0 μmの範囲にあり、…、筆記具。』

- ▶ 特許請求の範囲及び本件明細書中に、「平均粒子径」の意義に関する明示の記載はない。
- ▶ 本件明細書には「前記マイクロカプセル顔料は、円形断面の形態であっても非

パイロットインキの出願(本件特許とは別の出願)の公開公報の図面。
※窪みを有する断面形状の形態が開示。

フリクション(黒)の粒子画像。裁判の証拠書類より。
※多数の「非円形断面」形状のマイクロカプセル顔料が存在。



” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。